

平成 25 年 4 月 15 日
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定

1．趣旨

地域の活性化を図るとともに、全ての人々がその能力を社会で発揮できるよう下支えを進める共助社会をつくっていくためには、特定非営利活動法人等による地域の絆を活かした共助の活動が重要となってくる。このような活動の推進に必要な政策課題の分析と支援策の検討を行う場として、共助社会づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2．構成員

- （１）懇談会は有識者により構成し、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が主催する。
- （２）懇談会の座長は、互選により決定する。
- （３）懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- （４）懇談会は、必要に応じ、会議の委員と特定事項について識見を有する者からなるワーキング・グループを開催することができる。

3．検討事項

懇談会は、自立した資金調達を可能とし、行政に依存しない共助の活動を持続していくための施策の在り方について検討を行う。

4．庶務

懇談会の庶務は、政策統括官（経済社会システム担当）において処理する。

5．その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。